

本人通知制度に登録しましょう



本人通知制度とは

事前に登録した方に対して、住民票の写しや戸籍謄本等を代理人や第三者に交付した場合、その交付した事実を通知する制度です。

(注意) 第三者から事前登録者に係る住民票の写し等の請求があった場合に、住民票の写し等の交付の可否を事前登録者へ確認したり、第三者の申請を拒否する制度ではありません。

事前登録について

登録できる人

生駒市の住民基本台帳又は戸籍に記載されている人

(削除された住民票や保存している除かれた戸籍に記載されている人を含む)

登録に必要なもの

- ・本人確認書類 (運転免許証、個人番号カード、資格確認書等)
- ・戸籍謄本等その資格を証明できる書類 (法定代理人の場合)
- ・委任状 (任意代理人の場合)

※郵送での申し込みも可能です。その場合は、以上の書類と生駒市本人通知制度事前登録申込書を生駒市役所市民課まで送付ください。なお、土日祝日等の閉庁日に届いた場合は、翌開庁日が申し込み日となります。

登録期間

無期限

本人通知制度の概要



「生駒市本人通知制度事前登録申込書」は生駒市ホームページからダウンロードできます。



お問い合わせ先

生駒市役所 市民課 電話：0743-74-1111 (内線7064)